

点検整備 ハンドブック



目次

ページ

02	01 点検整備の必要性と重要性
03	02 日常点検と定期点検の目的
04	03 点検整備に関する制度
05	04 点検整備に起因する事故統計
06	05 事故事例の紹介
07	06 日常点検箇所 自動車点検基準 別表第1
08	07 日常点検記録簿の例
09	08 積載量2トンクラスの日常点検の実施方法
15	09 積載量10トンクラスの日常点検の実施方法
23	10 その他の点検項目
25	11 最近の装置の留意点
27	12 定期点検箇所 自動車点検基準 別表第3 (3ヶ月、12ヶ月)
30	13 点検整備の情報サイト

撮影協力：いすゞ自動車株式会社

01

点検整備の必要性と重要性

自動車は日々の生活と社会・経済活動に欠くことのできないものです。しかし、交通事故や環境問題は依然として大きな社会問題になっており、安全で環境負荷の小さい車社会の確立が求められています。

自動車は走行距離や時間の経過とともに劣化・摩耗する部品等が多く使用されているため、その性能や耐久性は走行距離や時間の経過とともに低下し、自動車メーカーにおいてもこのような特性を踏まえ、適切に保守管理がなされることを前提に自動車を製作しています。

点検整備を行わないと、走行中に故障したり、排出ガスの増加、燃料の浪費等を招きかねません。さらには整備不良が原因となる事故を引き起こす可能性が高まり、大変危険です。不要なトラブルを防ぎ、自動車を常に良好な状態で使用するためには、ユーザーの皆さんが責任を持って常日頃から自動車の状態を把握し、適切に維持することが重要です。

そのため、自動車の使用者には、道路運送車両法第47条の2の日常点検整備及び第48条の定期点検整備とあわせ、自動車製作者等の提供する点検及び整備に関する情報等も参考として、自動車の使用状況に応じた点検整備を行い、自動車を保安基準に適合するように維持する義務があります。

出典1：国土交通省ホームページより

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t1/t1-1/>

出典2：国土交通省「整備管理者選任前研修研修資料(例)」

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/kensyushiryo.pdf>

02 日常点検と定期点検の目的

点検整備は、法令により日常点検整備と定期点検整備として規定されており、それぞれに実施方法や実施する時期などが定められています。

また、点検整備を実施するための方法として、「自動車の点検及び整備に関する手引」(国土交通省告示)が公表されています。

(1) 日常点検

日常点検整備は、日頃自動車を使用していく中で、自動車ユーザーが自分自身で行わなければなりません。日常点検は、ユーザー自身が運転席に座ったり、エンジン・ルームをのぞいたり、自動車の周りを回りながら自動車の状態を見たりすることによって、簡単に実施可能なものです。

トラック運送事業者は、一日一回、その運行の前に日常点検を実施することが義務付けられています。トラックは、多くの貨物を運搬し、また、公共性が高く、その社会的影響の大きさから、より確実な点検を実施しなければなりません。

日常点検の結果、もし少しでも「車両の状態がいつもと違う…」と感じたら、整備管理者等に相談してください。

(2) 定期点検整備

定期点検整備は、一般的な構造・装置の自動車に関し標準的な使用を前提として、定期的に行う必要のある点検です。日常点検整備は常日頃から行う簡単な点検であるのに対し、定期点検整備は一定間隔ごとに行う、少し大がかりな点検整備です。これも日常点検と同様にトラック事業者の義務ですが、専門的な知識・技術も必要なので、国の認証を受けた整備工場に依頼することも可能です。

事業用トラックは、3ヶ月ごとに行う定期点検と、12ヶ月ごとに定期点検を実施しなければなりません。なお、それぞれの点検項目を確実に行うことが必要です。

(3) 自動車の点検及び整備に関する手引

日常点検や定期点検を実施する方法を容易に理解できるよう、国土交通省告示により「自動車の点検及び整備に関する手引」(以下、「手引」という。)が定められています。

このなかで、日常点検の実施方法、定期点検の実施方法及び整備の実施方法が説明されています。

出典:国土交通省ホームページより

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t1/t1-2/>

03 点検整備に関する制度

日常点検や定期点検に関する制度の他に、法令で定められている規定があり、違反すると処分を受けることがあります。

(1) 整備命令

自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態または適合しない状態にあるとき、ユーザーに対し、国から必要な整備を行うよう命じられます。

整備命令が発令された場合、必要な整備を行わなくてはなりません。国の整備命令に従わない場合は、車両の使用停止命令や、50万円以下の罰金の対象となります。

(2) 点検等の勧告

継続検査(いわゆる車検)のとき、劣化・摩耗により保安基準に不適合箇所があり、定期点検整備を行っていないユーザーに対して、点検を行い必要に応じて整備をするよう国から勧告されます。

(3) 整備管理者制度

自動車のユーザーには点検整備の義務がありますが、トラック運送事業者は、保有車両数が多いことや営業所が複数ある場合など、使用者が直接車両の管理をすることが難しく、管理・責任体制が曖昧になるおそれがあります。

そのため、点検整備にあたって専門的知識が必要な車両を複数台保有するユーザーに対し、点検整備に関する責任者として法令で定める資格要件を満たす整備管理者の選任が義務付けられています。

整備管理者制度では、整備管理者の資格要件、権限の付与、整備管理規程の作成、選任後の定期的な研修受講などが規定されています。

また、日常点検や定期点検の未実施、車輪脱落事故などを起こすと、国により、整備管理者を解任される場合があります。

(4) 自動車事故報告規則

トラック運送事業者は、自動車の装置(道路運送車両法第41条第1項)の故障、車輪の脱落、故障によりトレーラが分離した場合などにより、自動車が運行できなくなった場合は、事故があった日から30日以内に、規定の様式に基づいた自動車事故報告書を3通作成し、事故を起こしたトラックの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、国土交通大臣に提出しなければなりません。

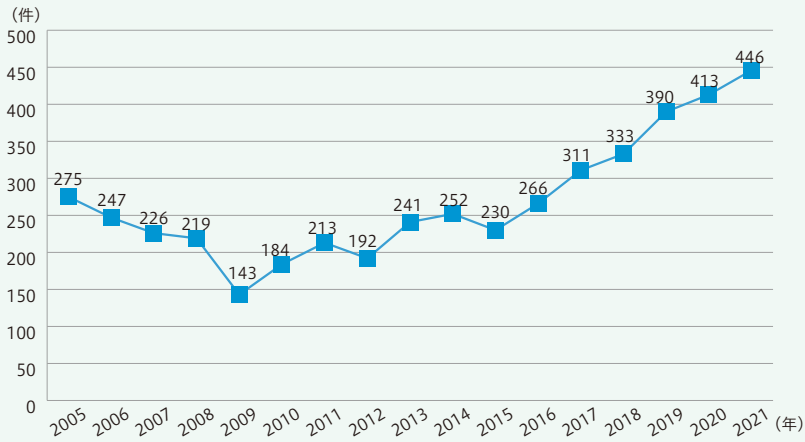
出典:国土交通省ホームページより

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t1/t1-3/>

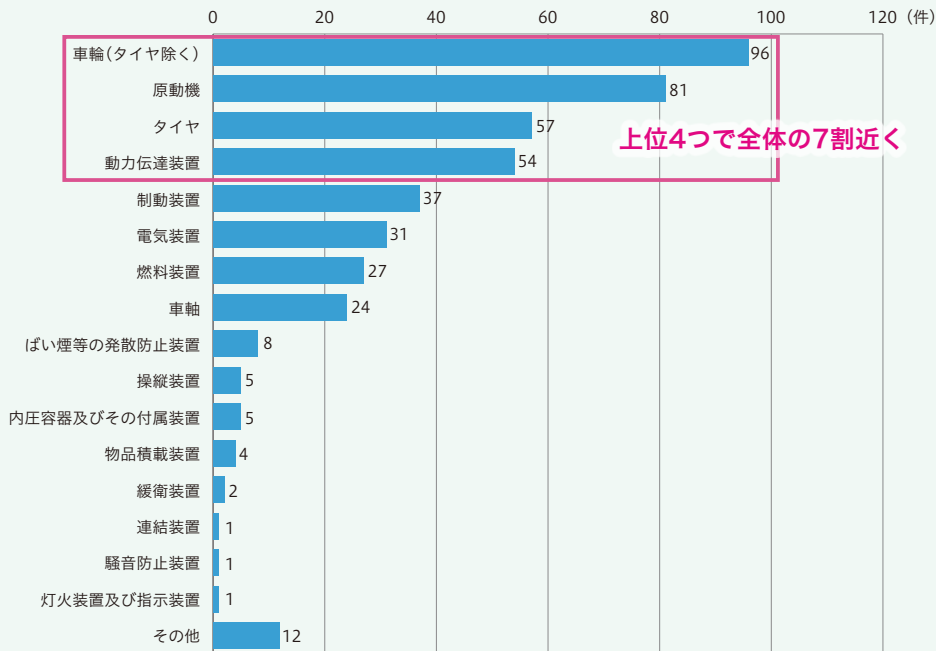
04

点検整備に起因する事故統計

国土交通省がとりまとめた業態別の車両故障に起因する重大事故の発生状況の推移をみると、事業用トラックは、2009年から増加傾向にあります。



また、事業用トラックの車両故障に起因する重大事故における故障装置の内訳(2021年)をみると、「車輪(タイヤを除く)」が最も多く、次いで、「原動機」、「タイヤ」、「動力伝達装置」などと続いています。これらの4つで全体の7割近くを占めていることがわかります。



出典：国土交通省「自動車運送事業用自動車事故統計年報(自動車交通の輸送の安全にかかわる情報)」(令和3年)

05 事故事例の紹介

点検整備不十分・整備作業ミスを起こすと、下記のような重大事故につながります。

(1) 車輪脱落事故の事例

交差点で停止後、再発進できず確認したところ、左側後前軸のタイヤ2本が脱落していた。

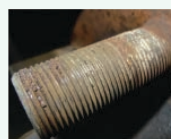
推定原因

- ホイール・ボルトのねじ部やホイール・ナットの摺動部に、潤滑剤の塗布は確認されなかった。
- 著しいさびの発生や汚れ等の異物が付着し、ホイール・ナットの摺動部に著しいガタが発生していた。
- タイヤローテーション後の初期なじみによりホイール・ナットに緩みが生じたが、使用者によるホイール・ナットの増し締めが実施されていなかった。

事故車両の写真



ハブのディスク・ホイール当たり面には、著しいさびが発生



ホイール・ボルトのねじ部に著しいさびや汚れが付着



ディスク・ホイールの表面には著しいさびが発生



ホイール・ナットの振動部に潤滑剤の塗布が確認できない



ディスク・ホイールの表面やホイール・ボルト穴の周辺は、著しいさびによる損傷や剥離が進んでいた



出典：国土交通省「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査分析検討会中間取りまとめ」（令和4年12月）

必要な対策

- **22ページ「正しいタイヤ交換作業で車輪脱落事故防止の徹底を！」の手順を参照**

(2) 車両火災事故の事例

走行中、後方から破裂音がしたため停車し確認したところ、左後輪付近から発煙して出火。左後輪付近を焼損した。

推定原因

- ブレーキ・ペダル(オルガン式)のピボットピン部に固着が発生してブレーキ・ペダルの戻り不良が発生し、ブレーキ引き摺りにより出火した。

出典：自動車のリコール・不具合情報のホームページの「事故・火災情報検索」の抜粋データから

必要な対策

- **日常点検でブレーキ・ペダルの踏みしろやきき具合を確認し、異状があれば整備管理者等に報告を！**
- **下記の動画を視聴して、トレーラのブレーキ引き摺りによる車両火災事故の防止に努めてください。**

動画：国土交通省「トレーラ火災の原因と防止について」

<https://www.youtube.com/watch?v=yiSAXVrY9W0>



06 日常点検箇所（自動車点検基準 別表第1）

法令で規定されている日常点検の基準は下表のとおりです。

点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしるが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排气音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしるが適当であること。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 (※1) 4 溝の深さが十分であること。 (※2) 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
3 バッテリ	(※1) 液量が適当であること。
4 原動機	(※1) 1 冷却水の量が適当であること。 (※1) 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 (※1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。 (※1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (※1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウィンド・ウォッシャー及びワイパー	(※1) 1 ウィンド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (※1) 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(注)

(※1) 印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

(※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。

07

日常点検記録簿の例

日常点検記録簿の例を下記に示します。

法令で定められた日常点検に加え、燃料の量や自動車検査証の有無などの項目を必要に応じて追加し、自社基準とすることもできます。

日常点検記録簿の例(1日用)

日常点検表 (大型車の例)

自動車種又は事業種別: _____ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 元検: _____

運転者(点検者)名: _____ 整備管理者: 運行管理者:

日常点検項目

点検項目	点検内容	良・否	点検項目	点検内容	良・否
エンジン	冷却水の量 (注)		ブレーキ	踏みしめ及び音	
	ファン・ベルトの張り具合、損傷 (注)			ブレーキ油の量	
	エンジン・オイルの量 (注)			空気圧力	
車両の周り	灯火装置、方向指示器		タイヤ	バルブからの排気音	
	ディスク・ホイール			駆動ブレーキ・レバーの引きしろ	
	空気圧			ワインド・ウォッシャー及びワイパー	ウォッシャー液量及び噴射状態 (注)
	亀裂・損傷			ワイパーの払拭状態 (注)	
	異状・磨耗			ワイパー	かすり音、異音 (注)
バッテリー	バッテリー液の量 (注)		原動機	異常及び加振の程度 (注)	
エア・タンク	漏水				

注: (注) 目的点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

点検項目




点検項目	点検内容	良・否
その他	シートベルトの装着	

不具合所及び処置

箇所名	処置

日常点検記録簿の例(1ヶ月用)

日常点検記録簿

自動車登録番号	車名	型式年式	検査証有効期間	令和 ○ 年 10 月 分													会社名	運転者名	点検場所名																		
				自 ○ 年 7 月 1 日 (至 10 月 31 日)																																	
				品川 111 あ 0000	〇〇トラック			LKG-〇〇〇〇〇																〇〇運送	全日本太郎	〇〇営業所車庫											
点検項目				日付																																	
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
1. ブレーキ	踏みしろ、きき	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇				
	液量	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇				
	空気圧力の上り具合	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇				
	バルブからの排気音	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇				
	レバーの引きしろ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
2. タイヤ	空気圧	▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	▲	▲					▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇				
	亀裂・損傷・異状磨耗	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	×					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇				
	※溝の深さ	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇				
	※インフラット・ボットの取付状態等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	▲	〇				〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇				
3. バッテリ	※液量			▲							〇										〇												〇				
	4. 原動機	※冷却水の量			〇						〇										〇													〇			
5. 灯火装置及び方向指示器	※ファン・ベルトの張り具合、損傷			〇							〇										〇													〇			
	※エンジン・オイルの量			〇							〇										〇													〇			
	※かみり具合、異音			〇							〇										〇													〇			
	※低速、加速の状態			〇							〇										〇													〇			
6. ワインド・ウォッシャー及びワイパー	点検・点検具合、汚れ及び損傷	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇				
	※液量、噴射状態			▲							〇										〇													〇			
7. エア・タンク	※ワイパー払拭状態			▲							〇										〇												〇				
	エア・タンクに凝水がない	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇				
8. 運行において異状が認められた箇所	当該箇所にて異状がない	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇				
点検実施者印																																					
運行管理者印																																					
整備管理者印																																					

(注) ※印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

摘要 1. 点検の結果良好なときは〇印、異状あるときは×印を記入すること。
2. 異状あるものを整備したときは▲印を記入すること。

08

積載量2トンクラスの 日常点検の実施方法

8.1 運行中の異状箇所

Check

01 当該箇所の異状

点検項目: 当該箇所の異状

- 前日又は前回の運行中に異状を認められた箇所について、運行に支障がないかを点検します。



8.2 運転席での点検

Check

01 ブレーキ・ペダル

点検項目: 踏みしろ、ブレーキのきき

- エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間(踏み残りしろ)や踏みごたえが適当であるかを点検します。

(床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。)

※エア・ブレーキが装着されている自動車の場合は、積載量10トンクラス15ページの「9.2 ^{Check}01 ブレーキ・ペダル」を参照してください。



Check

02 駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)

点検項目: 引きしろ(踏みしろ)

- パーキング・ブレーキ・レバーをいっぱい引いた(踏んだ)とき、引きしろ(踏みしろ)が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。
- 電動式駐車ブレーキが装着されている自動車の場合は、スキャンツールによる車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ること又は制動装置に係る識別表示が異常を示す点灯をしていないかを目視により確認することにより点検します。

※ホイールパーク式の場合は、積載量10トンクラス15ページの「9.2 ^{Check}02 駐車ブレーキ・レバー」を参照してください。



Check

03 タイヤ

点検項目: 空気圧

- タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車の場合は、当該装置に係る空気圧表示を目視で確認することにより、空気圧値が規定値であるかを点検することができます。

※積載量10トンクラス15ページの「9.2 ^{Check} 03 タイヤ」を参照してください。

Check

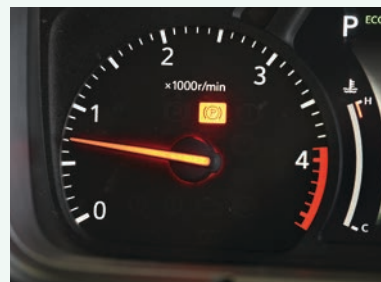
04 原動機（エンジン）

点検項目: かかり具合、異音

- エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時及びアイドル状態で、異音がないかを点検します。

点検項目: 低速、加速の状態

- エンジンを暖機させた状態で、アイドル時の回転がスムーズに続くかを点検します。
- エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。



Check

05 ウィンド・ウォッシャ

点検項目: 噴射状態

- ウィンド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当かを点検します。
- ※ウィンド・ウォッシャがワイパーと一体型となっているトラックの場合は噴射の状態を確認してください。



Check

06 ワイパー

点検項目: 拭き取りの状態

- ワイパーを作動させ、低速及び高速の各作動が不良でないかを点検します。
- きれいに拭き取れるかを点検します。



Check

07 空気圧力計とブレーキ・バルブ

※エア・ブレーキが装着されている場合に点検します。

※積載量10トンクラス17ページの「9.2 ^{Check} 07 空気圧力計と ^{Check} 08 ブレーキ・バルブ」を参照してください。

Check

^{Check} 04 原動機、^{Check} 05 ウィンド・ウォッシャ、^{Check} 06 ワイパーの点検項目は、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行ってください。

8.3 エンジン・ルームの点検

Check

01 ウィンド・ウォッシャー・タンク

点検項目: 液量

- ウィンド・ウォッシャー液の量が適当かを点検します。



Check

02 ブレーキのリザーバ・タンク

点検項目: 液量

- リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲 (MAX~MINなど) にあるかを点検します。



Check

03 バッテリー

点検項目: 液量

- バッテリー各槽の液量が規定の範囲 (UPPER~LOWERなど) にあるかを車両を揺らすなどして点検します。



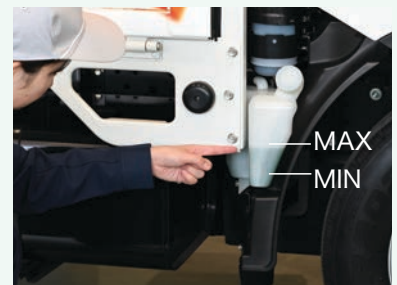
Check

04 ラジエータなどの冷却装置

点検項目: 水量

- リザーバ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲 (MAX~MINなど) にあるかを点検します。

(冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエータ、ラジエータ・ホースなどからの水漏れのおそれがあります。)



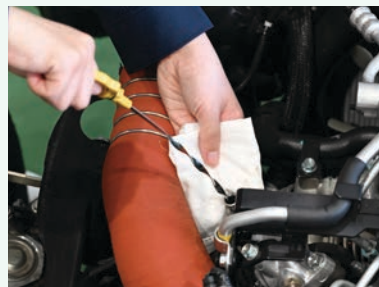
Check

05 潤滑装置

点検項目: エンジン・オイルの量

- エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲内にあるかを点検します。

※DPF (Diesel Particulate Filter) 装着車の場合、自動車の型式によって、オイル・レベル・ゲージにオイル交換の目安となるマークがあります。このマークまで増えていると、オイルが希釈している場合がありますので、整備管理者等に相談して交換します。



Check

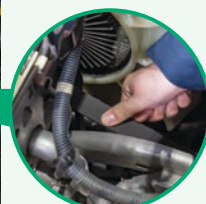
06 ファン・ベルト

点検項目: 張り具合、損傷

- ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度であるかを点検します。

- ベルトに損傷がないかを点検します。

※オートテンショナー式の場合は必要ありません。



Check

01 ウィンド・ウォッシャー・タンク、**02** ブレーキのリザーバ・タンク、**03** バッテリー、**04** ラジエータなどの冷却装置、**05** 潤滑装置、**06** ファン・ベルトの点検項目は、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行ってください。

電気自動車(EV)のバッテリーの点検

- 電気自動車のバッテリーについては、メーカーの取扱説明書に沿って点検する必要があります。



【点検項目の例】

- バッテリーの外観(損傷の有無)



- サブタンクの冷却水の量



- 充填口



8.4 車の周りからの点検

Check

01 灯火装置、方向指示器

点検項目：点灯・点滅具合、汚れ、損傷

- エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検します。
- レンズや反射器に汚れや変色、損傷などがいないかを点検します。



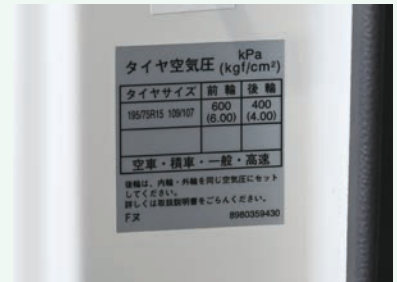
Check

02 タイヤ

点検項目：空気圧

- タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します。

(扁平チューブレスタイヤなどのようにたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検します。)



- なお、タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車の場合は、積載量10トンクラス15ページの「9.2 Check 03 タイヤ」に示された方法に代えることができます。

点検項目：取付けの状態

※車両総重量 8トン以上の「大型車」の場合に点検します。

※ディスク・ホイールの取付状態については、積載量10トンクラス20ページの「9.4 Check 02 タイヤの取付けの状態」を参照してください。

点検項目：亀裂、損傷

- タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。また、タイヤの全周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んでいないかを点検します。



点検項目:異状な摩耗

- タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検します。



点検項目:溝の深さ

- 溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ(スリップ・サイン)などにより点検します。

※一般道路の走行では、タイヤの摩耗限度は、残り溝の深さが1.6ミリです。高速道路の走行では、タイヤの摩耗限度は、小型トラック用タイヤで残り溝の深さが2.4ミリ、それ以外のトラック用タイヤで残り溝の深さが3.2ミリです。

・残り溝が1.6ミリになると、タイヤのスリップ・サイン表示位置(▲位置)にスリップ・サイン(摩耗限度表示)が現れます。

※自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行ってください。



Check

03 エア・タンクとブレーキ・ペダル

※積載量10トンクラス 21ページの「9.4 ^{Check}03 エア・タンクと ^{Check}04 プレーキ・ペダル」を参照してください。



09

積載量10トンクラスの 日常点検の実施方法

9.1 運行中の異状箇所

Check

01 当該箇所の異状

点検項目: 当該箇所の異状

- 前日又は前回の運行中に異状を認めた箇所について、運行に支障がないかを点検します。



9.2 運転席での点検

Check

01 ブレーキ・ペダル

点検項目: 踏みしろ、ブレーキのきき

- エア・ブレーキが装着されている自動車の場合は、踏みしろの点検は不要です。

なお、積載量10トンクラス21ページの「9.4 ^{Check} 04 ブレーキ・ペダル」を参照してください。

※エア・ブレーキが装着されていない自動車の場合は、積載量2トンクラス9ページの「8.2 ^{Check} 01 ブレーキ・ペダル」を参照してください。



Check

02 駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)

点検項目: 引きしろ(踏みしろ)

- ホイールパーク式(空気式車輪制動型)の場合は、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、レバーが固定され、空気の排出音が聞こえるかを点検します。

※ホイールパーク式以外の場合は、積載量2トンクラス9ページの「8.2 ^{Check} 02 駐車ブレーキ・レバー」を参照してください。



Check

03 タイヤ

点検項目: 空気圧

- タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車の場合は、当該装置に係る空気圧表示を目視で確認することで、空気圧値が規定値であるかを点検することができます。



Check

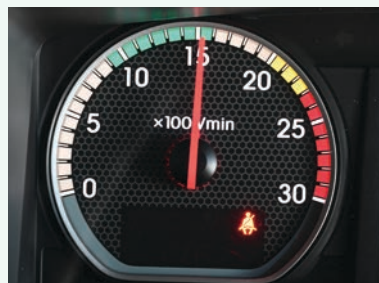
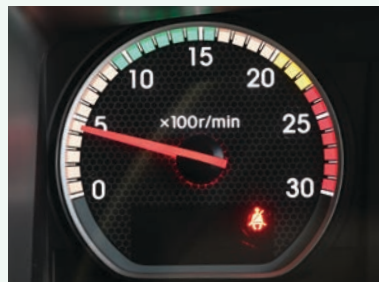
04 原動機（エンジン）

点検項目：かかり具合、異音

- エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時及びアイドリング状態で、異音がないかを点検します。

点検項目：低速、加速の状態

- エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。
- エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。



Check

05 ウィンド・ウォッシャー

点検項目：噴射状態

- ウィンド・ウォッシャー液の噴射の向き及び高さが適当かを点検します。
- ※ウィンド・ウォッシャーがワイパーと一体型となっているトラックの場合は噴射の状態を確認してください。



Check

06 ワイパー

点検項目：拭き取りの状態

- ワイパーを作動させ、低速及び高速の各作動が不良でないかを点検します。
 - きれいに拭き取れるかを点検します。
- ※自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行ってください。



Check

04

原動機、

Check

05

ウィンド・ウォッシャー、

Check

06

ワイパーの点検項目は、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行ってください。

Check

07 空気圧力計

点検項目: 空気圧力の上がり具合

- エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないかを点検します。また、空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるかを点検します。



Check

08 ブレーキ・バルブ

点検項目: 排気音

- ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排出音が正常であるかを点検します。



Check

07 空気圧力計と

Check

08 ブレーキ・バルブの点検項目は、エア・ブレーキが装着されている場合に点検します。

9.3 エンジン・ルームの点検

Check

01 ウィンド・ウォッシャー・タンク

点検項目: 液量

- ウィンド・ウォッシャー液の量が適当かを点検します。



Check

02 ブレーキのリザーバ・タンク

点検項目: 液量

- エア・ブレーキが装着されていないオイル式の自動車の場合は、積載量2トンクラス11ページの「8.3

Check
02

ブレーキのリザーバ・タンク」を参照してください。

Check

03 バッテリー

点検項目: 液量

- バッテリー各槽の液量が規定の範囲(UPPER~LOWERなど)にあるかを車両を揺らすなどして点検します。



写真提供: (株)ジーエス・ユアサ バッテリー

Check

04 ラジエーターなどの冷却装置

点検項目：水量

- リザーバ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲(MAX~MINなど)にあるかを点検します。

(冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエーター、ラジエーター・ホースなどからの水漏れのおそれがあります。)



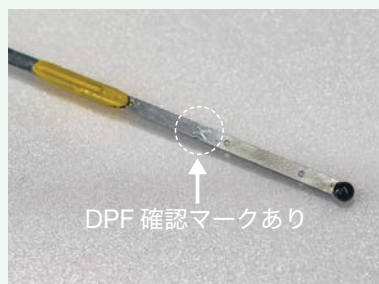
Check

05 潤滑装置

点検項目：エンジン・オイルの量

- エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲内にあるかを点検します。

※ D P F (Diesel Particulate Filter) 装着車の場合、自動車の型式によって、オイル・レベル・ゲージにオイル交換の目安となる D P F 確認マークがあります。このマークまで増えていると、オイルが希釈している場合がありますので、整備管理者等に相談して交換します。



Check

06 ファン・ベルト

点検項目：張り具合、損傷

- ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度であるかを点検します。
- ベルトに損傷がないかを点検します。

※オートテンショナー式の場合は必要ありません。



Check 01 ウィンド・ウォッシャー・タンク、Check 02 ブレーキのリザーバ・タンク、Check 03 バッテリー、Check 04 ラジエーターなどの冷却装置、Check 05 潤滑装置、Check 06 ファン・ベルトの点検項目は、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行ってください。

9.4 車の周りからの点検

Check

01 灯火装置、方向指示器

点検項目：点灯・点滅具合、汚れ、損傷

- エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検します。
- レンズや反射器に汚れや変色、損傷などがいないかを点検します。

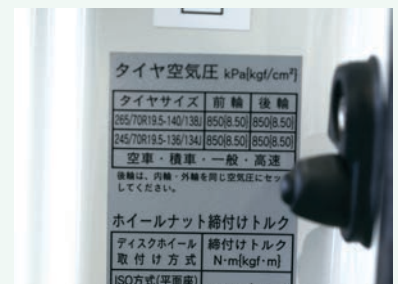


Check

02 タイヤ

点検項目：空気圧

- タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します。
(扁平チューブレスタイヤなどのようにたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検します。)
- なお、タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車の場合は、積載量10トンクラス15ページの「9.2 ^{Check}03 タイヤ」に示された方法に代えることができます。



点検項目:取付けの状態

※車両総重量8トン以上の「大型車」の場合に点検します。

- ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。
 - ・ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。
 - ・ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕跡はないか。
 - ・ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さの不揃いはないか。
- ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。

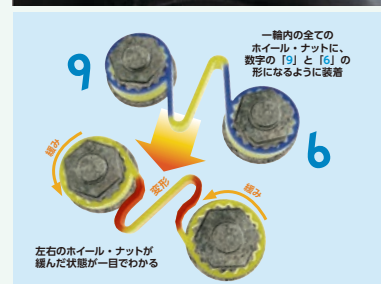


※全ての車輪とホイール・ナットに対して点検します。

- なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検は次のいずれかの方法でもできます。

- ①ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのマーキングを施しマーキングのずれを目視により確認する方法
- ②ホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法

ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルトを一体で覆うインジケータは、目視によりディスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならないことに注意してください。



点検項目:亀裂、損傷

- タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。また、タイヤの全周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んでいないかを点検します。



点検項目:異状な摩耗

- タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検します。



点検項目:溝の深さ

- 溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ(スリップ・サイン)などにより点検します。

※一般道路の走行では、タイヤの摩耗限度は、残り溝の深さが1.6ミリです。高速道路の走行では、タイヤの摩耗限度は、小型トラック用タイヤで残り溝の深さが2.4ミリ、それ以外のトラック用タイヤで残り溝の深さが3.2ミリです。

- ・残り溝が1.6ミリになると、タイヤのスリップ・サイン表示位置(▲位置)にスリップ・サイン(摩耗限度表示)が現れます。

※自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行ってください。



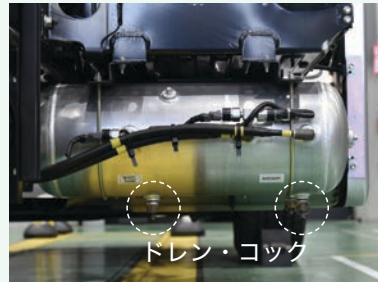
Check

03 エア・タンク

点検項目:タンク内の凝水

- ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検します。

※エア・ブレーキが装着されている場合に点検してください。



Check

04 ブレーキ・ペダル

点検項目:(踏みしろ、ブレーキのきき)

- エア・ブレーキが装着されている自動車の場合は、運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンバのロッドのストロークと、ブレーキ・ドラムとライニングのすき間について、次の点検を行います。

- ・ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあっては、規定の空気圧の状態、ブレーキ・ペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検します。
- ・フル・エア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ブレーキ・チャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。

※トラックによっては、構造上、確認できないことがあります。

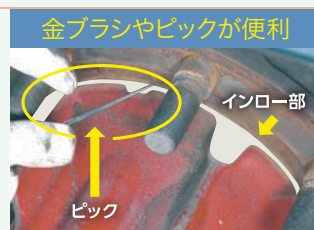
※自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行ってください。



正しいタイヤ交換作業で車輪脱落事故防止の徹底を！

手順① ハブ面

- 点検**…ハブ面の摩耗・損傷を点検。
- 清掃**…ディスク・ホイール取付面やインロー部を清掃。
- 給脂**…インロー部に規定のグリスを薄く塗布。



手順② ディスク・ホイール

- 点検**…次の①～⑤の亀裂や摩耗、損傷がないかを点検。
①ホイール・ナットの当たり面 ②溶接部 ③ホイール・ボルト穴や飾り穴
④ハブへの取付面 ⑤ディスク・ホイール合わせ面
- 清掃**…ホイール・ナットの当たり面とハブ取付面のさび、ゴミ、泥、追加塗装等を取り除く。



手順③ ホイール・ボルトとホイール・ナット

- 点検**…亀裂、損傷、著しいさびがないかを点検。
ホイール・ボルトは、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状も点検。
- 清掃**…ねじ部等のさび、ゴミ、泥、追加塗装等を取り除く。
- 給脂**…エンジンオイルなどの潤滑剤をねじ部に薄く塗布。
ホイール・ナットとワッシャの間の摺動部に給脂(塗布)。
※ホイール・ボルトとの当たり面には塗布しない。
- ワッシャの回転を確認**…スムーズに回転しない場合はホイール・ナットの交換が必要。
- ホイール・ナットは、新品から一定期間(4年目安)経過した場合は入念に点検！**
- 点検・清掃後に異状があれば部品の交換が必要です！**



手順④ タイヤの取り付け

- ・ホイールを取り付けるときには、センタリングガイドを活用！
- ・ホイール・ナットは、取り付けていた元の位置のホイール・ボルトに取り付け。
- ・インパクトレンチによる作業では、規定トルク以下で！対角線順に2～3回に分けて実施。
- トルクレンチを使って規定トルクで正しい締め付け**

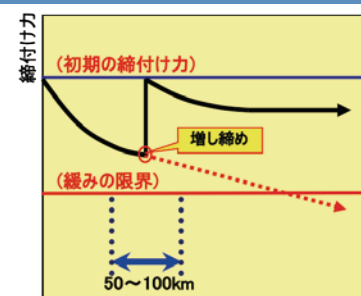


手順⑤ タイヤ交換後、50～100km走行後にトルクレンチで増し締めを！

【増し締めの効果】※1

- 初期なじみは、ハブやホイールの表面粗さ、平面度、塗膜などの影響により発生し、規定の締め付けトルクで締め付けても、走行に伴って、徐々に締め付け力が低下します。
- 初期なじみを、そのままにしておくと、締め付け力が右図のように低下し続け、場合によっては、ホイールナットの「緩みの限界」を下回ることがあります。
- 50～100km走行を目安に“一度”規定の締め付けトルクでの再締め付けにより、初期なじみによる締め付け力の低下幅は小さくなり、締め付け力が低下し続けることによる緩みを防止することができます。

ホイール取り付け後の増し締め効果



ハブのホイール取付面やホイールの合わせ面に、ゴミや泥、錆があると、初期なじみによる締め付け力の低下が大きく、ホイール・ナットの緩みや脱落などに結びつきます。ホイール取付け時には、必ず清掃を行ってください。

※1 出典：一般社団法人日本自動車工業会「ホイール脱着後は増し締めを確実に」

10 その他の点検項目

Check

01 トレーラの点検

- トラクタとトレーラのそれぞれについても、日常点検を実施する必要があります。それ以外に、トレーラの「連結状態で走行する」という特性から、次の項目についても、忘れずに確認することが重要です。

- ・カプラが連結しているか
- ・2本のブレーキホースの接続はよいか
- ・エアコックは開いているか
- ・ジャンパケーブルは結合されているか
- ・トレーラにABSがある場合、ABSケーブルは結合されているか
- ・貨物の積み付けや固縛は適切であるか
- ・コンテナ輸送時には緊締装置(ツイストロック等)が全てロックされているか

Check

02 フレームの腐食状態の点検や工具・消火器などの固定状況の確認

- 車枠(フレーム)の腐食についても点検を実施する必要があります。異状があれば、整備工場等での点検整備や修理を行います。
 - ・フレームやアクスル周り、ステアリング関係の外観について、サビ、腐食、穴あき、亀裂、欠損などがないか
 - ・点検ハンマでフレームなどを叩いた音で、ガタツキや腐食がないか
- また、工具・消火器・台車・スペアタイヤなどを道路に落下させて、後続車の事故を招くこともあります。ボディの下部に搭載する工具・消火器・台車・スペアタイヤなどは、きちんと固定されているか、必ず点検します。

Check

03 車両・積荷の途中点検の実施

- 運行中にも必要に応じて、下記のような途中点検を目視により実施することが重要です。
 - ・車両の周囲をまわって外観などに異状がないか(とくに車体の傾き加減に注意)
 - ・シート・ロープ掛けで荷物を固定している場合には、シート・ロープの要所に手をかけて、ゆるみがないか張り具合は問題ないか(荷の傾き加減や、はみ出しの有無に注意)
 - ・バン型車の場合には、扉の閉まり具合に問題ないか、また必要に応じて扉を開けて、荷崩れ、荷の傾き・移動の有無など積載状態は問題ないか
 - ・車体の下をのぞき込んで異状(水漏れ、オイル漏れなど)はないか
 - ・夜間の追突を防止するための後部灯火類が確実に点灯しているか
 - ・キャブ上部のシートキャリアや「空車の荷台」にシート類や角材などの用具類を載せている場合は、落下のおそれがないか
 - ・燃料、水、オイルの量は十分か
 - ・ホイール、タイヤなどの発熱の状態
 - ・コンテナ輸送時には緊締装置(ツイストロック等)が全てロックされているか
 - ・助手席側に安全窓がついている車両の場合は、安全窓の視界がふさがれていないか

Check

04 荷役装置の点検の実施

- 運行の業務を開始する前に車両に異状がないかを確認するだけが日常点検ではありません。次の装置などについても、作動状況、油漏れの有無などを点検します。
- 異状があれば整備管理者等にも連絡し、必要な処置をします。

代表的な荷役装置の点検

- ・テールゲートリフタの点検
- ・ウイング式側面開放装置の点検
- ・簡易クレーンの点検
- ・コンテナを固定する緊締装置(ツイストロック等)の点検

Check

05 備品・携行品、作業用具の確認と点検

- 備品・携行品、作業用具などが所定の場所に備えられているか、また用具類については常に使用可能な状態にあるか確認・点検します。

備品・携行品

- ・自動車検査証、自賠責保険証、点検整備記録簿、運行指示書など
- ・非常信号用具、消火器(必要に応じて)、停止表示器材、輪止め、タイヤチェーン(雪道用)、イエローカード(危険物輸送の場合)など
- ・運行記録計の記録紙の装填(装着車両)
- ・その他会社の指定するもの

作業用具

- ・荷掛けに使うワイヤロープや繊維ロープのストランドの切断、著しい損傷、腐食の有無
- ・ラッシングレール、ラッシングベルトなど各種用具類の異状の有無

Check

06 運転室内の整理・整頓

- 車両は会社を代表する「顔」として荷主や配送先の人と接するので、外観だけでなく、日頃運転する運転室内の整理・整頓を心がけることが、日々気持ちよく仕事をするためには大切なことです。
また、運転室内に、休憩中などに飲んだ飲み物の容器や送り状などが散らかっていると、何かの拍子で運転を妨げ、事故を起こす原因となることもあります。

- とくに助手席側に安全窓のついた車両は、安全窓の視界をふさがない
 - ・送り状などをフロントガラスの前(フロントパネル)に置かない
 - ・飲み終わった容器などゴミを床に散らかさない
 - ・軍手、窓ふき用のタオル、ウエスなどは所定の小物入れに入れる

Check

07 作業後の手入れ、清掃などの実施

- 車両が汚れていれば清掃、洗車することも必要です。荷主の評価項目のなかに、「輸送品質」「ドライバーの対応」と並んで、「車両の手入れ」と答えるケースが多いのを忘れてはなりません。
- なお、車内で収納できるゴミ袋などを用意して、営業所に持ち帰るようにしましょう。車内からのゴミのポイ捨てなどの不法投棄は犯罪となります。

最近の装置の留意点

Check



01 OBD (On-Board Diagnostics) 検査

- 衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術は、交通事故の防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあります。

そのため、使用時も確実に機能維持を図ることが重要です。

衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術等に用いられる電子制御装置の目に見えない故障に対応するため、令和6年10月から、自動車の検査(車検)時に、電子的な検査が開始されることになりました。

車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法

車載式故障診断装置(OBD)とは	OBDを活用した自動車検査手法	対象車両・装置及び検査開始時期
<p>最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する「車載式故障診断装置(OBD: On-Board Diagnostics)」が搭載されている。</p>  <p>記録された故障コード(DTC)は、スキャンツールを接続することにより読取可能。</p>	<p>自動車メーカー</p> <p>↓ 提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 故障コード読出に必要な技術情報 (ECU情報) 保安基準不適合の故障コード (特定DTC) <p>(独)自動車技術総合機構において、「ECU情報」、「特定DTC」を一元管理し、全国の車検場、整備工場へ提供。</p>  <p>車検時 特定DTCを検出した場合は不合格</p>	<p>対象 2021年以降の新型の乗用車、バス、トラック※1</p> <p>①運転支援装置※2 アンチロックブレーキシステム (ABS)、横滑り防止装置 (ESC)、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報</p> <p>②自動運転機能※2 自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など</p> <p>③排ガス関係装置</p> <p>検査開始時期 2024年※3</p> <p>※1 型式指定自動車・多仕様自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車 ※2 保安基準に規定があるものに限る。 ※3 輸入車は2025年</p>

出典: 国土交通省ホームページより


https://www.mlit.go.jp/jidosha/OBD_Inspection_System.html

Check

02 DPF (Diesel Particulate Filter)

- DPFは排出ガスに含まれるPM(すす)を取り除くフィルタです。このDPFにPMが溜まると、自動的にPMを燃焼させることでフィルタの性能を保持します。(この時インジケータランプが点灯してドライバーに知らせる車両もあります。)

走行条件によって自動再生では再生が完了しない場合があります。その場合には、インジケータランプが点滅して、手動での再生をドライバーに促します。フィルタの再生を行ってください。

 **インジケータランプが点滅したら**

DPFの手動再生が必要です

ランプ点滅時、一定時間内に手動再生を行えば良い場合や、速やかに手動再生を行わなければならない場合があるので、**必ず使用の車の取扱説明書をご確認ください。**

 **インジケータランプが点灯したら**

ただちに整備工場に連絡してください

インジケータランプが表示されたまま使用すると、大幅な出力低下やエンジン自動停止が起こります。

出典: 国土交通省、いすゞ自動車株式会社、日野自動車株式会社、三菱ふそうトラック・バス株式会社、

UDトラック株式会社、公益社団法人 全日本トラック協会

「DPF (黒煙除去フィルタ) など後処理装置付き車の正しい使用のお願い」

Check

03 尿素SCR (Selective Catalytic Reduction)

- 尿素SCRは、排気ガスに尿素水を吹き付けて排出ガスを浄化する技術の1つです。尿素SCRには、メーカー指定の尿素水を使用してください。メーカー指定の尿素水を補給しなかったり、適正でない尿素水を使用した場合には、ウォーニングランプの点灯や尿素添加装置の故障、最悪の場合には車両走行不能に陥ります。



尿素水に関するウォーニングランプ



残量ウォーニング

尿素水残量が少なくなると点灯します。早目に補給してください。



品質識別ウォーニング

指定の尿素水以外の液体を補給したとき点灯します。取扱説明書をご確認ください。



添加システムウォーニング

尿素水添加システムに異常が発生すると点灯します。ただちに整備工場に連絡してください。

出典：国土交通省、いすゞ自動車株式会社、日野自動車株式会社、三菱ふそうトラック・バス株式会社、UDトラック株式会社、公益社団法人 全日本トラック協会

「DPF (黒煙除去フィルタ) など後処理装置付き車の正しい使用のお願い」

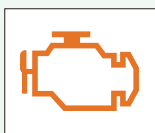
Check

04 ASV (Advanced Safety Vehicle)

- 現在のトラックにはASV技術が搭載され、ドライバーの安全運転を支援しますが、運転中にこれらの機能が必ずしも正常に機能しない場合があります、その際は運転席の警告灯が点灯または点滅します。警告灯は、保安基準で規定されているものもあれば、各トラックメーカー独自のものなど様々です。警告灯の表示デザインや点灯または点滅する際の条件、点灯または点滅した際の意味をよく把握しておくことが重要です。

【警告灯の例】

1 エンジン電子制御システム



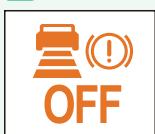
エンジン回転中にエンジン電子制御システムや排気ガス関連装置に異常があるときに点灯します。

2 ブレーキ警告灯



エンジン回転中(始動後)、ブレーキフルードの減少や充電系統に異常が生じたときに点灯します。

3 衝突被害軽減ブレーキ



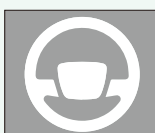
衝突被害軽減ブレーキのシステム故障により衝突被害軽減ブレーキを停止した場合に点灯します。

4 車両横滑り時制動力・駆動力制御装置



異常があるときやバキュームが低下したときに点灯します。

5 車線維持支援制御装置



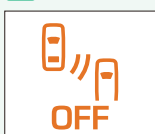
異常があるときに点灯します。

6 車線逸脱警報装置



車線逸脱警報に異常があるときや車線逸脱警報の機能を停止させたときに点灯します。

7 後側方接近車両注意喚起装置



後側方接近車両注意喚起装置に異常があるときに点灯します。

8 先進ライト



先進ライトの一つである可変配光型ランプまたは関連システムに異常があるときに点灯します。

11 Check 01 ~ Check 04 共通 各社で装置の名称、表示の色・方法、取扱い方法などが異なりますので、詳細については、必ず各トラックの取扱説明書をご確認ください。

12

定期点検箇所

自動車点検基準 別表第3 (3ヶ月、12ヶ月)

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準)

点検箇所	点検時期		
	3月ごと	12月ごと (3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)	
かじ取り装置	ハンドル	操作具合	
	ギヤ・ボックス	1 油漏れ 2 取付けの緩み	
	ロッド及びアーム類	(※2) 緩み、がた及び損傷	ボール・ジョイントの ダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	ナックル	(※2) 連結部のがた	
	かじ取り車輪		ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置	1 ベルトの緩み及び損傷 (※2) 2 油漏れ及び油量	取付けの緩み
制動装置	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板 とのすき間 2 ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	リザーバ・タンク	液量	
	マスタ・シリンダ、ホイール・ シリンダ 及びディスク・キャリパ		機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	機能
	ブレーキ・バルブ、 クイック・リリース・バルブ 及びリレー・バルブ		機能
	倍力装置		1 エア・クリーナの詰まり 2 機能
	ブレーキ・カム		摩耗
	ブレーキ・ドラム 及びブレーキ・シュー	1 ドラムとライニングとのすき間 (※2) 2 シューの摺動部分 及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
	バック・プレート		バック・プレートの状態
	ブレーキ・ディスク 及びパッド	(※2) 1 ディスクとパッドとの すき間 (※2) 2 パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷
	センタ・ブレーキ・ドラム 及びライニング	1 ドラムの取付けの緩み 2 ドラムとライニングとのすき間	1 ライニングの摩耗 2 ドラムの摩耗及び損傷
	二重安全ブレーキ機構		機能

(※2) は29ページの(注)を参照

点検箇所		点検時期	
		3月ごと	12月ごと (3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
走行装置	ホイール	(※2) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (※2) 3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	(※3) 1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた
	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	コイル・サスペンション		1 スプリングの損傷 2 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	エア・サスペンション	1 エア漏れ (※2) 2 ベローズの損傷 (※2) 3 取付部及び連結部の緩み及び損傷	レベリング・バルブの機能
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	
動力伝達装置	クラッチ	1 ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間 2 作用 3 液量	
	トランスミッション及びトランスファ	(※2) 油漏れ及び油量	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	(※2) 連結部の緩み	1 自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷 2 継手部のがた 3 センタ・ベアリングのがた
	デファレンシャル	(※2) 油漏れ及び油量	
電気装置	点火装置	(※2)(※4) 1 点火プラグの状態 (※7) 2 点火時期	(※7) ディストリビュータのキャップの状態
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	
	電気配線	接続部の緩み及び損傷	
原動機	本体	(※2) 1 エア・クリーナ・エレメントの状態 2 低速及び加速の状態 3 排気の状態	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付状態
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置	燃料漏れ	
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	水漏れ

(※2)、(※3)、(※4)、(※7) は29ページの(注)を参照

点検箇所		点検時期	
		3月ごと	12月ごと (3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
ばい煙、 悪臭のある ガス、有害な ガス等の発散 防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		1 メターリング・バルブの状態 2 配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		1 配管等の損傷 2 チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3 チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2 二次空気供給装置の機能 3 排気ガス再循環装置の機能 4 減速時排気ガス減少装置の機能 5 配管の損傷及び取付状態
警音器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置			作用
エグゾースト・パイプ及びマフラ		(※2) 取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
エア・コンプレッサ		エア・タンクの凝水	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの機能
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		1 導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 (※8) 2 ガス容器及びガス容器附属品の損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
車枠及び車体		1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷 (※3) 3 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※3) 4 スペアタイヤの取付状態 (※3) 5 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷	
連結装置			1 カブラの機能及び損傷 2 ピントル・フックの摩耗、亀裂及び損傷
座席			(※1) 座席ベルトの状態
開扉発車防止装置			機能
その他		シャン各部の給油脂状態	(※5) (※6) 車載式故障診断装置の診断の結果

(注)

(※1) 印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。

(※2) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

(※3) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

(※4) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

(※5) 印の点検は、大型特殊自動車を除く。

(※6) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害軽減制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第74号)に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)の点検をもって代えることができる。

(※7) 印の点検は、ディストリビュータを有する自動車に限る。

(※8) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。

13 点検整備の情報サイト



関連法令

1. 道路運送車両法
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC0000000185> 
-  2. 道路運送車両法施行令
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326C00000000254>
3. 道路運送車両法施行規則
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326M50000800074> 
-  4. 道路運送車両の保安基準
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000007.html
5. 自動車点検基準
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326M50000800070> 
-  6. 自動車の点検及び整備に関する手引
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t_tebiki.pdf
7. 車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001370412.pdf> 
-  8. 貨物自動車運送事業輸送安全規則
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=402M50000800022_20231010_505M60000800083
9. トラック（貨物自動車）の行政処分等に関する関係通達
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html> 
-  10. 自動車事故報告規則
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326M50000800104>
11. 道路交通法
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=335AC0000000105> 

国土交通省及び関係団体

1. 自動車総合安全情報
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/index.html> 
-  2. 自動車の点検・整備
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/>
3. 自動車のリコール・不具合情報
<https://renrakuda.mlit.go.jp/renrakuda/top.html> 
-  4. OBD検査ポータル<独立行政法人自動車技術総合機構>
<https://www.obd.naltec.go.jp/>

全日本トラック協会

1. 動画でみる日常点検 大型トラック編
<https://www.youtube.com/watch?v=RWyBd-dGZ0U> 
-  2. 動画でみる日常点検 小型トラック編
<https://www.youtube.com/watch?v=GtALIZqnB00>

公益社団法人 全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5

TEL 03-3354-1009（代表） FAX 03-3354-1019

<https://jta.or.jp>

※1 掲載内容は予告なく改訂される場合があります。改訂、修正等の状況については、(公社)全日本トラック協会のホームページに告知します。
(<https://jta.or.jp>)

※2 掲載内容の正確さについては万全を期しておりますが、各事業所における実務上の行為の適否については、関係法令、または整備管理者等の指導に従ってください。

※3 無断転載を禁じます。